

# 企業法務相談室

【第45回】 弁護士・弁理士 **三品 明生**

大阪大学工学部応用理工学科及び同大学院工学研究科マテリアル科学専攻(半導体発光素子を研究)を経て特許事務所勤務し、2010年に弁理士登録。特許事務所での勤務と並行して大阪学院大学法科大学院を修了し、2018年に弁護士登録。主たる取扱分野は知的財産法。



## インターネットショッピングモールで販売されている模倣品の対策について

ており、これらの権利を行使すれば模倣品の販売をやめさせることはできると考えていますが、当社の商品の人気がいつまで続くかも分からない上に、模倣品を販売している者の数が多く、訴訟を提起すれば多大な時間と費用がかかってしまうため現実的ではありません。インターネットショッピングモールでの模倣品の販売をやめさせる良い方法はないでしょうか。

### 一. はじめに

自社の商品をまねた模倣品が販売されている場合、その模倣品の販売者に対して、特許権や意匠権などの権利に基づいて販売の差止めや損害賠償の請求をすることができる場合があります。また、特許権や意匠権などの権利を有していない場合であっても、不正競争防止法に基づいて同様の請求をすることができます。

模倣品の販売者に対して上記の請求をする場合、まずは模倣品の販売者に対して警告状を送り、それでも模倣品の販売をやめないならば訴訟を提起するといった方法が一般的です。しかし、Amazon、楽天市場、Yahoo!ショッピングなどの同一サイトに多数の事業者が出店して商品を販売するイン

ターネットショッピングモール（以下、「ECモール」といいます。）において模倣品が販売されている場合は、ECモールの運営者に対して模倣品が販売されていることを通報することによって、ECモールの運営者に模倣品の販売停止等の措置をとらせて方が効果的な場合があります。以下、この方法について説明します。

### 二. ECモールの運営者に対する通報

ECモールには、権利者が模倣品の販売を発見した場合に、その旨をECモールの運営者に対して通報するための窓口が設けられています。権利者が、この窓口からECモールの運営者に対して模倣品が販売されている旨の通報を行うと、運営者は、自己の判断に基づいて、模倣品として通報された商品の販売を停止させたり、当該商品を販売していた出店者との出店契約を解除したりするなど必要な措置をとります。

ECモールの運営者は、ECモールで模倣品が販売されていることを知りながら放置した場合、権利者から差止めや損害賠償の請求をされる可能性があります。例えば、過去の裁判例（知財高裁平成二四年二月一四日判決）では、ECモールで商標権侵害となる商品の販売がされていた場合において、それを知っ

### 今回の相談

当社が販売する商品が、有名人のブログで紹介されてから急に売れ始めるようになりしました。しかし、そのすぐ後に、当該商品をまねた模倣品がインターネットショッピングモールで多数販売されるようになりしました。当社は、当該商品について特許権や意匠権などの権利を有し

たECモールの運営者は、知ってから合理的期間内にウェブページを削除しなければ、出店者と同様に差止めや損害賠償の請求をされ得ると判断されています。そのため、訴訟を提起して模倣品の販売の差止めを請求するよりも、ECモールの運営者へ通報する方が、格段に早く模倣品の販売を停止させることができます。

また、ECモールの運営者は、自己の判断に基づいて商品の販売停止や出店者との契約解除をしたとしても、当該出店者から損害賠償等の責任を追求され難いように、出店規約や出店契約を定めています。そのため、ECモールの運営者は、模倣品が販売されている旨の通報を受けた場合、販売の停止等の措置に踏み切り易いといえ、当該措置の実施が期待できます。

### 三. 通報をする際の注意点

権利者から通報を受けたECモールの運営者が、比較的簡単に商品販売の停止や出店者との契約解除に踏み切ってしまうことによって、通報した権利者と出店者との間で紛争が生じることがあります。

上記二.で説明したように、ECモールの運営者は、通報された商品の販売を放置することによって権利者から責任追及されることは避けたいと考えますし、販売停止等の措置をとっても出店者から責任を追求され難いように出

店規約や出店契約を定めていますので、模倣品かどうかの判断に迷うような場合は、販売停止等の措置をとるとい判断になりやすいといえます。そうすると、実際には権利侵害にはあたらない商品であるにもかかわらず、自己の権利を侵害されたと誤認した権利者がECモールの運営者に通報し、運営者が通報内容を十分に考慮することなく販売停止等の措置に踏み切ってしまうという事態が生じ得ます。このような事態になると、当該措置を受けたことに納得がいかない出店者は、ECモールの運営者に責任追及することは難しいため、通報した権利者に矛先を向け、販売停止等によって生じた損害の賠償を請求するなどの行動を起こすことがあります。

まだ数は多くありませんが、権利侵害等をしていないにもかかわらず販売停止等の措置を受けた出店者が、ECモールに通報した権利者に対して損害賠償を請求したという事案の裁判例がいくつもあります（知財高裁平成三一年四月一八日判決、東京地裁令和二年三月一一日判決）。これらの裁判例では、販売を停止させられたことで得られなくなった利益についての損害賠償請求は認められませんでした。したが、権利者がインターネット上で出店者を非難したことや、出店者を貶める悪質な通報内容によって出店者の信用が毀損されたことについての損害賠償請求は認められています。

以上のように、ECモールで販売されている商品が自己の権利を侵害するものであるか否かを十分に検討することなく、単にまねられたと感じただけでECモールの運営者に通

### 四. まとめ

ECモールでは、有名な商品によく似た商品が、同時期にいくつも販売されることがあります。また、権利者の立場からすれば、自社商品によく似た商品が販売されているように見えるかもしれませんが、しかし、有名な商品によく似た商品であっても、異なる部分があるために権利侵害にはならないものもあります。

ECモールで模倣品が販売されていることを運営者に通報することは、迅速かつ確実性高く模倣品の販売を停止させることができるという点で非常に効果的です。しかし、その反面、実際には自己の権利を侵害しない商品まで販売を停止させてしまう可能性があり、出店者との間で紛争になるというリスクもあります。

このようなメリットとリスクを踏まえた上で、ECモールの運営者に模倣品の販売を通報しようとする場合は、事前に対象商品が自社の権利を侵害するものであることを弁護士や弁理士などの専門家に確認するとよいでしょう。

このコーナーは、飯島歩氏、藤田知美氏、町野静氏、村上友紀氏、湯上武尊氏、アザマト・シャキロフ氏、平野潤氏、三品明生氏、上田亮祐氏、増田昂治氏、秦野真衣氏、中村洸介氏、神田雄氏が交代で執筆します。